

議案第76号

福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成26年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、基準該当通所支援の事業の人員，設備及び運営の基準を定める等の必要があるによる。

福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第54号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 運営に関する基準（第12条－第56条）」を

「第4節 運営に関する基準（第12条－第56条）」

に、「第4節 運営

第5節 基準該当通所支援に関する基準（第56条の2－第56条の8）」

に関する基準（第71条－第73条）」を

「第4節 運営に関する基準（第71条－第73条）」

に改める。

第5節 基準該当通所支援に関する基準（第73条の2－第73条の4）」

第2条第12号中「指定保育所等訪問支援の事業」の次に「並びに福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第57号。以下「指定障がい福祉サービス等基準条例」という。）第80条に規定する指定生活介護（以下「指定生活介護」という。）の事業，指定障がい福祉サービス等基準条例第143条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業，指定障がい福祉サービス等基準条例第153条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業，指定障がい福祉サービス等基準条例第163条に規定する指定

就労移行支援の事業，指定障がい福祉サービス等基準条例第174条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障がい福祉サービス等基準条例第187条に規定する指定就労継続支援B型の事業」を，「行う事業所」の次に「(指定障がい福祉サービス等基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。)」を加える。

第50条第1項中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改める。

第2章第4節の次に次の1節を加える。

#### 第5節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者の員数)

第56条の2 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は，次のとおりとする。

(1) 指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が，ア又はイに掲げる障がい児の数の区分に応じ，それぞれア又はイに定める数以上

ア 障がい児の数が10までのもの 2以上

イ 障がい児の数が10を超えるもの 2に，障がい児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号の基準該当児童発達支援の単位は，基準該当児童発達支援であって，その提供が同時に1又は複数の障がい児に対して一体的に行われるものをいう。

(設備)

第56条の3 基準該当児童発達支援事業所は，指導訓練を行う場所を確保するとともに，基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は，訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等は，専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし，障がい児の支援に支障がない場合は，この限りでない。

(利用定員)

第56条の4 基準該当児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。

(準用)

第56条の5 第5条、第8条及び前節(第12条、第24条第1項及び第4項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条、第47条並びに第52条第2項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第56条の6 次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者(指定障がい福祉サービス等基準条例第81条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障がい児に対して指定生活介護を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所(同項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下この条において同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(前条(第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定生活介護事業所については、適用しない。

- (1) 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障がい児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障がい児に対して適切なサービスを提供するため、障がい児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定通所介護事業所に関する特例)

第56条の7 次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者(福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年福岡市条例第66号)第52条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障がい児に対して指定通所介護(同条例第51条に規定する指定通所介護をいう。以下この条において同じ。)を提供する場合には、当該指定通所介護を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所(同条例第52条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下この条にお

いて同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第56条の5(第24条第2項,第3項,第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定通所介護事業所については、適用しない。

- (1) 当該指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障がい児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 当該指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障がい児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障がい児に対して適切なサービスを提供するため、障がい児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第56条の8 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員,設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年福岡市条例第67号。以下この条において「指定地域密着型サービス基準条例」という。))第41条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障がい児に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第40条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準条例第44条第2項に規定する通いサービスをいう。以下この条において同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第41条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下この条において同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第56条の5(第24条第2項,第3項,第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については、適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介

護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第44条第1項に規定する登録者をいう。）の数と指定障がい福祉サービス等基準条例第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス，この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第73条の4において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下この条において「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障がい者及び障がい児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を25人以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障がい福祉サービス等基準条例第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス，この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第73条の4において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。
- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準条例第45条第1項に規定する居間及び食堂をいう。）は，機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が，当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数及び指定障がい福祉サービス等基準条例第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス，この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第73条の4において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第41条第1項及び同条第2項の規定に基づく規則に規

定する人員に関する基準を満たしていること。

- (5) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障がい児に対して適切なサービスを提供するため、障がい児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第73条中「第42条まで、第44条から」及び「第44条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と」を削る。

第4章第4節の次に次の1節を加える。

#### 第5節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者の員数)

第73条の2 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所（次条において「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障がい児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障がい児の数が10までのもの 2以上

イ 障がい児の数が10を超えるもの 2に、障がい児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

- (2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号の基準該当放課後等デイサービスの単位は、基準該当放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障がい児に対して一体的に行われるものをいう。

(設備)

第73条の3 基準該当放課後等デイサービス事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第73条の4 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第56条まで、第56条の6から第56条の8まで、第65条、第67条、第71条及び第72条(第1項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

第82条中「多機能型事業所に」を「多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に」に改め、同条に次の1項を加える。

2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第6条第5項及び第68条第4項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

第84条中「多機能型事業所は」を「多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)は」に改め、「(主として重症心身障がい児を通わせる多機能型事業所にあつては、5人以上)」を削り、同条に次の4項を加える。

2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第12条、第61条及び第71条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上(指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあつては、これらの事業を通じて5人以上)とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障がい児を通わせる多機能型事業所は、第12条、第61条及び第71条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障がい及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障がい者が重複している障がい者につき行う生活介護の事業を

併せて行う場合にあつては、第12条、第61条及び第71条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

- 5 離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして市長が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については、第2項中「20人」とあるのは、「10人」とする。

附則第2項中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。